

省令*改正に伴う「遠隔出力制御システム」の導入について

※電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年六月十八日経済産業省令第四十六号）

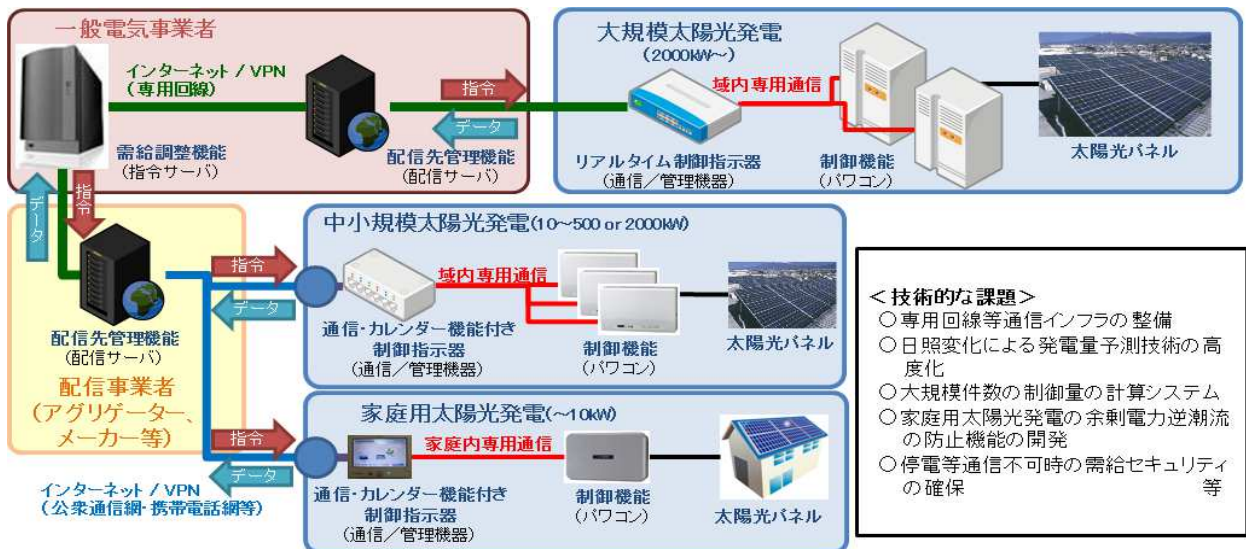
平成26年12月18日に、経済産業省より、新たな出力制御システムによる再生可能エネルギーの導入拡大策や「再生可能エネルギーの最大限導入に向けた固定価格買取制度の運用見直し等について」が示され、平成27年1月26日に改正された省令*が施行されました。

改正省令にもとづき、1日単位での出力制御を前提に年間30日（以下、「30日ルール」）まで実施できる無補償の出力制御の対象が、これまでの500kW以上の太陽光・風力発電から500kW未満の太陽光・風力発電（ただし、20kW未満の風力発電を除く）にも拡大されました。

また、併せて「30日ルール」についても時間単位での出力制御を行なう「時間制」へ移行することになり、実効的かつきめ細かな出力制御を実現するため、制御対象の発電設備には「遠隔出力制御システム」の導入が必要となりました。

▷ 「遠隔出力制御システム」の概要

第8回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会において、下図のようなイメージが示されておりますが、まだ確立された標準的な技術はなく、システム構築には一定の時間を要する見込みです。このため、当社は、当分の間、改正された省令にもとづき、出力制御を行うために必要な機器の設置、費用負担、その他必要な措置について、当社が今後設定する期日までに応じていただくことを条件に接続を承諾することといたします。



太陽光発電	一台当たり追加費用	製品開発期間	備考
10kW未満向け	5,000円*	10～12ヶ月	・JIS等の標準化の検討が必要。 ・遠隔出力制御システムの導入のために必要なガイドライン等の改定が必要。
10-500kW向け	5～10万円	9～11ヶ月	・メーカー各社の製品開発費用(数千円程度)も必要となる。
500kW以上向け	70～100万円	10～18ヶ月	

※PCsの機能や通信インターフェースは既に導入が始まっており、この場合は通信機能及びソフトウェア面の対応で遠隔制御が可能。

出典：資源エネルギー庁資料抜粋

▷適用開始日

連系区分		適用開始日
太陽光	10kW以上	特高・高圧
		低圧
	10kW未満	
風力	20kW以上	
	20kW未満	

※固定価格買取制度の設備認定を受けない太陽光および風力発電設備については、発電出力によらず平成27年1月26日受付分から適用となります。

▷費用負担

遠隔制御機能付パワーコンディショナー（PCS）や情報伝送装置等、遠隔出力制御システムの構築に必要な設備や通信環境は、発電事業者さまのご負担にて整備・設置していただきます。

▷留意事項について

① お申込み方法について

- ・上記適用開始日以降は、原則として遠隔制御機能を具備したパワーコンディショナー（PCS）にて系統連系のお申込みをいただきます。

② 移行期のお取扱い

- ・メーカーの開発期間等に配慮し、パワーコンディショナー（PCS）の交換や追加的な機器の設置等による機能の追加、およびこれに伴う費用のご負担について、当社が今後設定する期日までに応じていただくことを条件に、当分の間、遠隔制御に対応していないパワーコンディショナー（PCS）での接続も可能といたします。

③ パワーコンディショナー（PCS）に関するご照会について

- ・パワーコンディショナー（PCS）の遠隔制御機能の有無および開発状況等については、製造メーカーまたはご購入される販売店・電気工事会社等へご照会ください。

▷関係法令

《電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則》

第14条（特定契約の締結を拒むことができる正当な理由）

ハ 特定契約申込者の認定発電設備と特定契約電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に係る契約において、当該認定発電設備の出力の抑制に関し次に掲げる事項を当該接続に係る契約の内容としていないこと。

チ 特定契約電気事業者からの求めに応じ、出力の抑制を行うために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置を講ずること。